

◆北海道におけるまん延防止等重点措置の適用に伴う◆

公共施設等の利用について

町内の公共施設等の利用について、1月27日からのまん延防止等重点措置地域の適用に伴い、**奈井江町以外にお住いの方につきましては、3月21日(月)までの間は、下記施設の利用はできません。**ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

【奈井江町以外にお住いの方の利用は不可】

施設等	問合せ先	施設等	問合せ先
社会教育センター	65-5311	小中学校（学校開放）	65-5381
公民館		生活館	65-2112
図書館		子育て支援センター（はぐくみ内）	74-6117
郷土館		子育て世代包括支援センター（保健センター内）	65-2131
体育館		児童館	
文化ホール	65-6066	みなクル（葬儀の利用は可）	65-2118

※施設内での飲食をお断りしている施設があります。

※公共施設については感染対策を十分に講じた上で開館しております。

※ご不明な点は、各施設に問合せください。